

「小型機船底びき網漁業の許認可方針」及び「瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業の許認可方針」の改正（案）の概要

1. 概要

大阪府では、漁業法に基づき知事が漁業の許可を行うときの審査基準として、漁業種類ごとに許認可方針を定めています。

このたび、大阪府漁業協同組合連合会の底びき網漁業管理部会長及び船びき網資源管理委員会委員長より、標記許認可方針にかかる操業時間等の変更について要望書の提出がありました。

その内容について審査したところ、漁業調整及び資源管理上支障ないものと認められることから、許認可方針の改正を行うものであります。

2. 改正内容

(1) 小型機船底びき網漁業の許認可方針

【改正後】

第7 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。(法第58条において読み替えて準用する法第44条第1項及び規則第13条第1項)

(1) 略

(2) 操業時間 午前5時から午後5時まで、ただし、11月1日から2月末日までの間は午前5時30分から午後5時までとする。

(3) 略

附則（許可条件の改正）

1 この方針は、令和8年 月 日から施行する。

2 この方針施行の際、改正前の方針により交付されている許可証で現に効力を有するものについては、その操業時間は「その他の小型機船底びき網漁業（板びき網）は、夜間（日没から日出まで）操業してはならない。」とあるのは、「午前5時から午後5時まで、ただし、11月1日から2月末日までの間は午前5時30分から午後5時までとする。」と読み替える。

【現行】

第7 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。(法第58条において読み替えて準用する法第44条第1項及び規則第13条第1項)

(1) 略

(2) 操業時間 その他の小型機船底びき網漁業（板びき網）は、夜間（日没から日出まで）操業してはならない。

(3) 略

附則（新設）

(2) 瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業の許認可方針

【改正後】

第5 公示すべき制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間は、次のとおりとする。(法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び第2項並びに規則第11条第1項及び第2項)

- (1) ア～エ 略
オ 漁業時期 周年
- (2) 略

第7 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。(法第58条において読み替えて準用する法第44条第1項及び規則第13条第1項)

- (1) 略
- (2) 操業時間 午前4時から午後4時までとする。
- (3)、(4) 略
- (5) 許可番号の表示 船体に許可番号を表示すること。
- (6) 略

附則（制限措置及び許可条件の改正）

この方針は、令和8年12月26日から施行する。

【現行】

第5 公示すべき制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間は、次のとおりとする。(法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び第2項並びに規則第11条第1項及び第2項)

- (1) ア～エ 略
オ 漁業時期 1月11日から12月25日まで（ただし、2月1日から2月9日までを除く。）
- (2) 略

第7 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。(法第58条において読み替えて準用する法第44条第1項及び規則第13条第1項)

- (1) 略
- (2) 操業時間 日の出から日の入りまでとする。
- (3)、(4) 略
- (5) 標識 規定の標旗を右側船に掲げること。
- (6) 略

附則（新設）

3. スケジュール

令和8年3月：府民意見等の募集（パブリックコメント）

令和8年4月：大阪海区漁業調整委員会での協議

令和8年5月：許認可方針改正